

自動運転の社会実装に向けた検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自動運転の実用化に向けた技術が著しい進展を見せる中、京都のまちの特性に応じた自動運転技術の活用について検討し、自動運転技術を市政課題の解決に活かしていくため、京都未来交通イノベーション研究機構（以下「研究機構」という。）の下に、自動運転の社会実装に向けた検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 会議には、オブザーバーを置くことができる。

3 委員及びオブザーバーは、学識経験のある者、本市職員、その他研究機構が適当と認める者のうちから、研究機構が依頼する。

(任期)

第3条

委員の任期は、依頼の日から平成31年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 会議には、座長及び副座長を置く。

2 座長は、学識経験のある者のうちから、研究機構が指名する。

3 副座長は、学識経験のある者のうちから、座長が指名する。

4 座長は、会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(協議事項)

第5条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 自動運転技術の活用に関する事項

(2) その他座長が必要と認める事項

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、第2条第2項に掲げる以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、研究機構の事務局において行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成29年10月 日から施行する。